

## 加西市生活道路整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民が安心して安全な生活を確保するため、自治会が主体的に集落内の生活道路の整備工事を行う場合において、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は生活道路の維持管理を行う自治会とする。

(定義)

第3条 この要綱において、生活道路とは、国、県及び市の管理下でない道路で、かつ、自治会内の集落関係者が日々の生活を送るうえで、住宅への出入りを目的として共同で使用及び管理している道路をいう。

(対象事業及び補助率)

第4条 市が補助を行う対象事業及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する工事は補助の対象としない。

- (1) 3年以内に市が公共事業として整備を行う予定のあるもの
- (2) 道路側溝の整備で、流末処理において排水能力や権利関係等に支障があるもの
- (3) この要綱により整備した生活道路で、整備後10年を経過しないもの
- (4) 他事業の補助を受けて行うもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、事業主体の自治会の自治会長（以下「申請者」という。）が行うものとし、生活道路整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び現況写真
- (2) 工事見積書
- (3) 設計図（平面図、標準断面図、構造図等）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、補助金の額を決定し、生活道路整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた後に、事業計画に次の変更を加えようとするときは、事業計画変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事区域の変更
- (2) 工事期間の延長
- (3) 事業量又は事業費の10分の2を超える減

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書及び領収書の写し
- (2) 工事関連写真
- (3) 完成図面（平面図、出来高断面図、出来高構造図等）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び請求書の提出)

第9条 市長は、前条の実績報告を受領したときは、速やかに完成検査等を行い、工事が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件等に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、生活道路整備補助金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者は、速やかに生活道路整備補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業主体	補助対象事業	対象事業費	補助率
自治会	(1) 路面舗装（アスファルト舗装、コンクリート舗装及び簡易舗装）の新設及び修繕工事 (2) 道路側溝の新設及び修繕工事並びにこれらに係る付帯工事 (3) 道路擁壁の新設及び補強の工事並びにこれらに係る付帯工事。ただし、道路拡幅工事に伴う用地取得及び物件補償に係る経費は対象としない	1 自治会の単年度当たりの事業費（市査定額）は20万円以上、限度額は200万円とする。	事業費の2/3以内とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。